

20歳になったら国民年金

国民年金加入の案内

国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入し保険料を納めることになります。そのため、20歳の誕生日の前月末に日本年金機構より年金制度に関する案内を送っています。

※基礎年金番号通知書、納付書などの送付は誕生日後となります。前納を希望される場合は、年金事務所に相談してください。

国民年金の納付猶予・免除

所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料納付を猶予する制度があります。納付猶予・免除の手続きは誕生日の前日から可能です。急ぎの場合は、年金事務所または市国保年金課に相談してください。

学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予されます。

●**対象者** ◇学校教育法に規定される大学（大学院）◇短期大学◇高等学校◇高等専門学校◇専修学校おおよび各種学校（修業年限1年以上である課程）◇一部の海外

大学の日本分校に在学する人

保険料納付猶予制度

20歳以上50歳未満の人で、本人や配偶者の所得（6月までに申請する場合は前々年所得、7月以降の申請は前年所得）が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予されます。

※どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受けるために必要な期間（支給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。「追納制度」を利用し保険料を納めれば、将来受け取る年金を増額できます。

出産前後の国民年金保険料が免除になります

●**対象者** 平成31年2月1日以降に出産した人

●**免除期間** 出産予定日または出産月の前月から4カ月間（多胎の場合は、3カ月前から6カ月間）

※届け出は、出産予定日の6カ月前からできます。

※対象者は、さかのぼって申請することができません。届出用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードするか、年金事務所または市国保年金課で配布しています。

制度	対象者	納付猶予・免除期間
学生納付特例	学校教育法に規定される大学、短期大学、高等学校などに在学しており、所得が一定額以下の人	4月～翌年3月 ※2年1カ月前まで遡及可能
納付猶予	20歳以上50歳未満で、本人や配偶者の所得が一定額以下の人	7月～翌年6月 ※2年1カ月前まで遡及可能
産前産後免除	平成31年2月1日以降に出産した人 ※妊娠4カ月以上（死産などを含む）	出産予定月または出産月の前月から4カ月間（多胎の場合は、出産月の3カ月前から6カ月間）

問い合わせ先

◇国保年金課

☎(580)1848

◇南福岡年金事務所

☎(552)6112

◇日本年金機構ホームページ

